

令和 4 年

# 第 2 回定例会連合審査会会議録

令和 4 年 7 月 14 日

田 上 町 議 会

令和4年第2回定例会  
連合審査会会議録

---

---

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和4年7月14日 午前11時16分
- 3 出席議員
- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君  | 8番  | 今井幸代君 |
| 2番 | 小野澤健一君 | 9番  | 椿一春君  |
| 3番 | 品田政敏君  | 10番 | 熊倉正治君 |
| 4番 | 藤田直一君  | 11番 | 松原良彦君 |
| 5番 | 渡邊勝衛君  | 12番 | 池井豊君  |
| 6番 | 小嶋謙一君  | 13番 | 関根一義君 |
| 7番 | 中野和美君  | 14番 | 高橋秀昌君 |
- 4 欠席議員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |     |      |          |      |
|-----|------|----------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 総務課長     | 鈴木和弘 |
| 副町長 | 吉澤深雪 | 保健福祉課長補佐 | 棚橋康夫 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 渡辺明    |
| 書記     | 板屋越麻衣子 |
- 7 議事日程  
別紙のとおり
- 8 傍聴人  
なし
- 9 本日の会議に付した事件  
議案第35号 令和4年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について

---

午前 11 時 16 分 開 会

---

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、今ほど総務、社文、双方でそれぞれ連合審査の申入れをしたところ、同意が得られましたので、連合審査会の開催を決定いたしましたので、報告をいたします。

それでは、連合審査会に入りたいと思います。

町長からご挨拶、お願いいたします。一言で結構でございます。

町長（佐野恒雄君） 大変お疲れさまでございます。追加提案申し上げました議案第35号につきまして、ご協議のほど、ひとつよろしくお願い申し上げます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、連合審査会で行います案件は次第のとおりでございます。

それと、次第の末尾に記載されておりますが、連合審査会では質疑、意見のみで終わります。採決につきましては、それぞれの委員会で採決を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行の説明をお願いしますが、まず歳入について説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 大変お疲れさまです。

それでは、追加議案の1ページ目をお願いいたします。議案第35号になります。令和4年度田上町一般会計補正予算（第4号）になります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,038万8,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,565万2,000円とする内容でございます。

内容につきましては、先ほど町長の提案理由で説明いたしましたとおりに、県が市町村と連携して物価高騰に対応する緊急生活支援事業ということで、今回1世帯当たり1万円の支給をしていきたいということで、前回7月8日の連合審査終了後に保健福祉課長のほうから県の今の補正の状況だということで、今後、その時点でまだ県から町の上限が示されていないという中で、場合によっては全協を開くというお話、概略は説明させていただいたかと思いますが、県のほうからその補助金の上限が参りましたので、今回追加提案ということでさせていただいたものでございますので、よろしくお願いいたします。歳出のほうで今回用意させていただいた資料で、保健福祉課長補佐のほうから説明がありますが、まず私のほうから歳入ということで説明させていただきます。

それでは、議案書の6ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、400万円でございます。今ほど申し上げましたとおり、県のほうから補助金の上限額ということで400万円という内示がございましたので、今回その部分の歳入の受入れをさせていただくと。あわせまして、県のほうは、これが2分の1ということになりますので、単純に考えれば倍になるわけですから、400万円相当、全体で800万円相当になるのですが、それは事務費等も含めた中での上限ということで、今回は町のほうでは1世帯当たり、先ほど申し上げたとおり1万円の支給、それにプラス事務費的な部分ということで、その下、20款繰越金、1項1目繰越金、不足する財源を繰越金から歳入のほうに充てさせていただきたいということで、繰越金のほうを今回638万8,000円を財源として充てさせていただきたいという内容でございます。そういたしますと、繰越金につきましては、今現在、この補正後になりますけれども、保留している財源といたしましては、3,310万円ほどになるという見込みでございます。

歳入の説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ご質疑ある方、どうぞ。

ないようですので、これで歳入に対する質疑は終結いたします。

委員長を交代します。

社会文教常任委員長（池井 豊君） それでは、歳出について執行の説明をお願いします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） それでは、私のほうからご説明申し上げます。

議案書の7ページのほうをお願いいたします。今ほど総務課長のほうでお話ありましたが、7月8日の連合審査会の際に、保健福祉課長のほうから概要のみ説明させていただきまして、後ほど県のほうから事業費補助額が決定になりましたら、改めてご説明申し上げますとそのとき説明いたしました。県による市町村と連携した物価高騰等に対する緊急生活支援事業となります。中身につきましては、原油価格、それから物価の高騰に対応するものということで、県のほうから補助が来るものになっております。

議案第35号の参考資料ということでお配りさせていただいております、A4の1枚紙になりますが、そちらのほうを御覧いただければと思います。令和4年7月14日と右上に記載があるものになります。こちら順番にご説明申し上げます。

まず、事業名といたしましては、物価高騰等対応緊急生活支援事業です。目的と

いたしましては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け、厳しい生活状況にある生活困窮世帯等を支援するため、給付金を支給するものです。支給額といたしましては、1世帯当たり1万円です。今回この補正予算計上額といたしましては990万円ということで、対象見込み世帯を990世帯ということで見込んでおります。それから、支給方法につきましては、現金による給付ということで、口座への振込を行います。その際、対象世帯からの申請によりまして、対象世帯、非課税世帯、それから生活保護世帯ということを確認いたしまして、町のほうから口座へ振り込むというような形を取りたいと思っております。対象と思われる世帯のほうには案内チラシ、それから申請書をあらかじめ町のほうから送らせていただいて、それが届いた方から申請書を出していただくというような形を考えております。対象世帯といたしましては、令和4年7月1日現在、田上町に住所を有する令和4年度の町民税非課税世帯及び生活保護世帯となっております。

その他といたしまして、本事業につきましては、新潟県による市町村と連携して物価高騰等に対応する緊急生活支援事業補助金の対象ということで、そちらの補助金を活用して行ってまいりたいと思っております。この補助金につきましては、県の補助金が2分の1を上限にするということで、田上町の基準上限額が400万円、7月8日、前回の連合審査会のあった日に県のほうから上限額が示されましたので、今回追加で提案をさせていただくものとなっております。事業の全体の流れとしましては、昨年、灯油価格の高騰のときと同じような事業の流れを想定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案書の7ページのほうへ移っていただき、歳出になります。4款衛生費、1項保健衛生費、5目新型コロナウイルス対策費、補正額1,038万8,000円の追加をお願いするものです。

説明欄になりますが、1節報酬、事務補助員の報酬ということで、受付窓口を設けようと思っておりますので、その事務補助員ということで、10日間程度を見込んで14万円を計上しております。

それから、3節職員手当等3万6,000円、時間外勤務手当です。

それから、8節旅費、費用弁償につきましては、事務補助員の通勤手当を見込んでおります。

それから、10節需用費、消耗品費につきましては、コピー用紙ですとか封筒の印刷代を見込んでおります。

それから、11節役務費、通信運搬費につきましては郵送料、最初の申請書を送る

郵送料、それから、その後決定通知を送りますので、その決定通知の郵便料です。  
それから、手数料ということで、銀行振込の手数料。

それから、最後、19節扶助費、こちらが本体部分になりますが、990万円ということ  
で計上をお願いするものです。

簡単ですが、説明は以上になります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

2番（小野澤健一君） あらかじめお聞きすればよかったのですけれども、時間がな  
かったので。990世帯ということで見込んでいますよね。その中で、町民税非課税世  
帯、それから生活保護世帯、これ大体何件ぐらいずつ見込んでいるか、これひとつ  
お聞きをしたいのが1つ。

それから、前回の灯油のとき、ちょっと忘れましたが、郵送であなたが該  
当するかもしれませんということをやりましたよね。それもらった人は、役場に来  
なければ駄目なのですね。役場に来るのですよね。来て、そこで申請をしてもらっ  
て、精査して、該当しますよと。該当しますよとなった人は銀行振込が行われると、  
こういう形で理解していいのか、その辺お願いします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） まず、今ほどの世帯数につきましては、生活保護を  
含めた非課税世帯ということで、881世帯を概数といいますか、見込みになります  
が、881世帯程度を見込んでおります。それから、令和4年度の未申告の方がいら  
っしゃいますので、未申告世帯を108世帯ということで見込んでおりまして、合計  
すると989世帯になりますので、990世帯ということで予算計上させていただいてお  
ります。

それから、申請書につきましては、こちらからお送りしたものを、郵送で送っ  
ていただいても結構ですし、あと役場の1階のほうに相談を含めた受付窓口を用意し  
ますので、そこに来てお出しいただくなり、そこで一緒に、分からなければ書いて  
いただくというような形を想定しております。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 全体として1,000世帯ということになると、高齢者の人もいるか  
と思うのだが、そういう中で目が不自由で文字を読めない、そういう対象者ももし  
かしているのではないかと思うが、保健福祉課のほうはそこはつかんでいますか。

そして、対策も考えておられるか聞きたい。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今おっしゃったそういった対象の方の世帯は押さえ

ておりますが、前回の灯油のときも、やはりどなたか知っている方とか支援者の方を通じてお出しただいておりますので、今回特別なそういった意味での対応というのは考えておりませんが。

以上です。

14番（高橋秀昌君） つまり、それらはつかんでいるよと。だから、そういうのは心配ないのだよと受け止めていいですかということを知っているの。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 申し訳ありません。そのとおりです。大丈夫というふうに認識しております。

8番（今井幸代君） 参考に1点だけ教えてください。この住民税非課税世帯、生活保護世帯で、住民税に関しては65歳以上の年金収入等だと課税が現役世代の方とは変わってくるというふうに思います。この世帯の、ちなみに割合として、高齢者の方世帯がどの程度で現役世代がどの程度とか、そういった内訳とかが分かりますか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 申し訳ありません。今つかんでおりません。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 委員長よりちょっと。議運のときに、棚橋保健福祉課長補佐、近隣市町村の対応とか、もし情報があればということで、何か必ずしも現金支給でなくてもいいらしくて、近隣市町村がどんな動きしているのか、情報があつたらということなのですが、何かあつたら追加で説明をお願いします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） あらかじめ説明しなくて申し訳ありません。

県のほうの、各市町村からやりますという支給の取りまとめが一応7月13日まで、昨日までとなっておりまして、昨日も県のほうに確認して、各市町村から出てきた情報を欲しいということでお話ししたのですが、まだ取りまとまっていないということで、県のほうからは出せないということで話がありまして、それを受けまして、うちのほうの担当で近隣の市町村、そんなに多くはないのですが、電話で連絡して、どういう対応を予定していますかということで聞いたものを幾つかお話し申し上げます。

まず、加茂市につきましては、1万円の現金給付を考えておるということで、ただちょっと時期はまだ未定というようなお話でした。それから、三条市については、事業を行う予定ですが、まだ具体的な内容は決まっていないという回答でした。それから、燕市は、6月から既存のほかの事業をやっておりまして、そのほうにそのお金を充当するような形で考えているということで、新たなものを起こすのではなくて、今非課税世帯等に給付している、そういったところにこれを充当するというふうに考えているというふうにおっしゃっていました。あと、その他幾つ

か聞いたところは、やはり1万円の現金給付を考えているということが割と多かったように感じます。

以上です。

3番（品田政敏君） 約1,000万円につきまして、内容をお聞かせいただきました。生活保護者とか非課税世帯が881、これについてはもう一発でやるというふうな方向性をできない理由をお聞かせ願いたいと思います。保健福祉課長補佐、プッシュ型という格好しましたよね。ということになると、例えばこの人たちが申請に来なければ、その後もどうなのだねというような格好でプッシュ型にするつもりがあるのか、ないのか、その辺もお聞きしたいと思います。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） まず、前回の灯油のときもそうだったのですけれども、まず課税情報というのが、本来厳密に言いますと、ほかのものに勝手に見て使うというのはあまりよろしくないというか、そういった部分があるので、うちのほうで参考情報として、まず非課税世帯ということで担当課から町民課にお願いして、いただいたものを参考にその人を抽出して、その人に申請書を送らせていただいています。ですので、必ずしもそれで全ての人とは限らないという部分ですとか、そういったものもありますし、あと振り込む場合に口座のほうに振込になりますので、その方の口座というのがうちのほうで情報がありませんので、例えば灯油のときにいただいた口座はあるのですけれども、それはやっぱり勝手に使えないという部分がありますし、また変わってたりすることもありますので、確認の意味も含めまして、やはり申請書のほうは頂いてからの給付ということでさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

副町長（吉澤深雪君） 若干補足します。

先回10万円の給付金、プッシュ型というのは確かにありました。それは、法律の例外ということで、国のほうでそういう手続を取った上で行ったわけで、そういうことができたということあります。今回はあくまでも町の考え方で、特にそういう個人情報との関係ですとか、税情報の関係でそういう規定というのは設けていないものですから、プッシュ型というのは今回は難しいということで、申請により行うという、そういう内容であります。

以上であります。

3番（品田政敏君） 先ほど高橋委員の質問にもあったと思うのですけれども、どれぐらいその後の、申請に来なかった人へのプッシュがあるのか、確認をするのかというのをもう一回お聞きしたいのですが。なければ、もういいよという、そういう考



え方でいいのですか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 前回のほかのこういった書類のときにも、個別にはご連絡はしていないのですが、広報等を通じて、今こういった事業の時期です、出し忘れないですか、ということで改めてそういった周知はしておりますが、個別にというところは今のところは、前回、今まで同様、考えておりません。

8番（今井幸代君） 今ほどの品田委員の質疑に関連するのですけれども、申請をされない未申請の方は、もしかするとなかなか内容の理解が乏しかったりするケースも考えられると思います。総じて傾向的にそういった所得が低い方は、そういった行政が提出する周知文、案内文をしっかりと自分でそしゃくして理解をするというところが苦手な方、難しい方、困難な方という方もおられるのは事実だと思います。そういった方々を、保健福祉課のほうで様々な福祉的なケアの中で接触するような機会があるとも思います。その全員を救うことはできないかもしれないけれども、そういった福祉的なサービス等を通じて行政の職員と関わるような機会がある場合は、そういった部分を声がけするとかという部分の意識は持つ必要があるだろうというふうに思いますので、そういったできる限りの声がけや努力というのは、ぜひお願いしたいと思います。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） ありがとうございます。なるべく落ちがないように、こういった方法ができるか、なるべく申請される意思といたしますか、そういった方が全員申請できるような方法を考えたいと思います。ありがとうございます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 以上で質疑打ち切ってよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 歳出に関する質疑を終結いたします。

それでは、それぞれの委員会で。

連合審査はこれで終了いたします。

---

午前11時39分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年7月14日

総務産経常任委員長	今	井	幸	代
社会文教常任委員長	池	井		豊